

著作権に係る会計処理の見直しについて

著作権に係る会計処理見直しの背景と改善の方向性

背景

- ・ 令和3年12月、監査委員監査において、著作権に係る会計処理の妥当性についての意見を受けた。
- ・ 監査意見を受け、公有財産を所管する財務局財産運用部との継続的な協議を実施してきた。
- ・ 令和4年12月、著作権に係る処理の改善の方向性について両局で大筋合意

監査意見の要旨

公有財産台帳及び貸借対照表における著作権の価額は、以下の点でその妥当性の検討が望まれる。

- ① 著作権の取得価格には、印刷や配送に要した費用等の**権利の対価以外の金額が含まれている**。
- ② 一旦登録されると著作権法上の保護期間である70年間は**減額される機会がない**。

改善の方向性

- ① **著作権の取得価格に含める経費の見直し**
- ② **著作権保護期間中の台帳閉鎖事由の新設**
(※ 公有財産関連規定等の改正に向けた具体的な検討を開始)

① 著作権の取得価格に含める経費の見直し

現状と課題

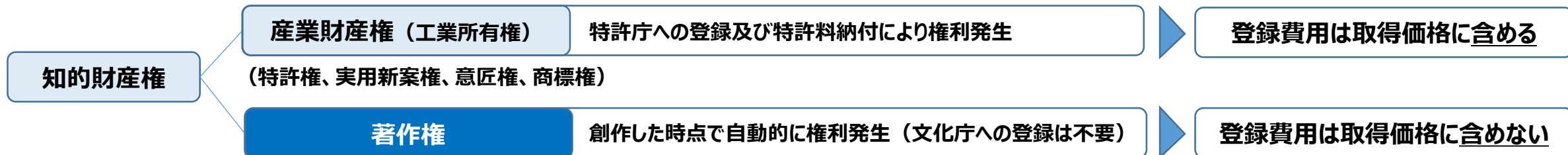
- ・ 本来、著作権は著作物を創作した時点で自動的に発生し、**権利取得のためになんら手続きを要しない。**
- ・ しかし、財務諸表の著作権について、**権利取得に要しない経費をもって取得価格としているケースが存在**

【権利取得に要しない経費をもって取得価格としているケース】

- ・ 職務著作や寄付など対価を支払わずに取得し、文化庁の著作権登録制度を利用しているもの
⇒ 「**登録に要した費用（文化庁の著作権登録制度の登録料）**」をもって取得価格としている。
- ・ 職務著作により取得し、文化庁の著作権登録制度を利用していないもの
⇒ 「**著作物の作成費用（印刷製本費等）**」をもって取得価格としている。

改善案

- ・ 著作権の取得価格について、**権利取得に要しない経費（原簿登録費用、複製品作成費用等）を原則除外**



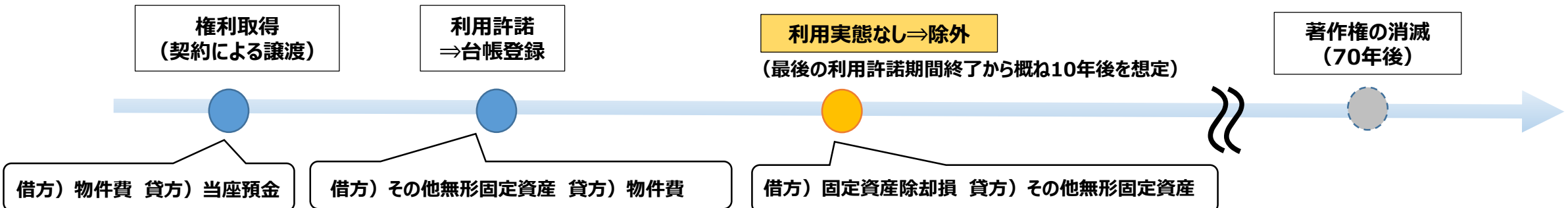
② 著作権保護期間中の台帳閉鎖事由の新設

現状と課題

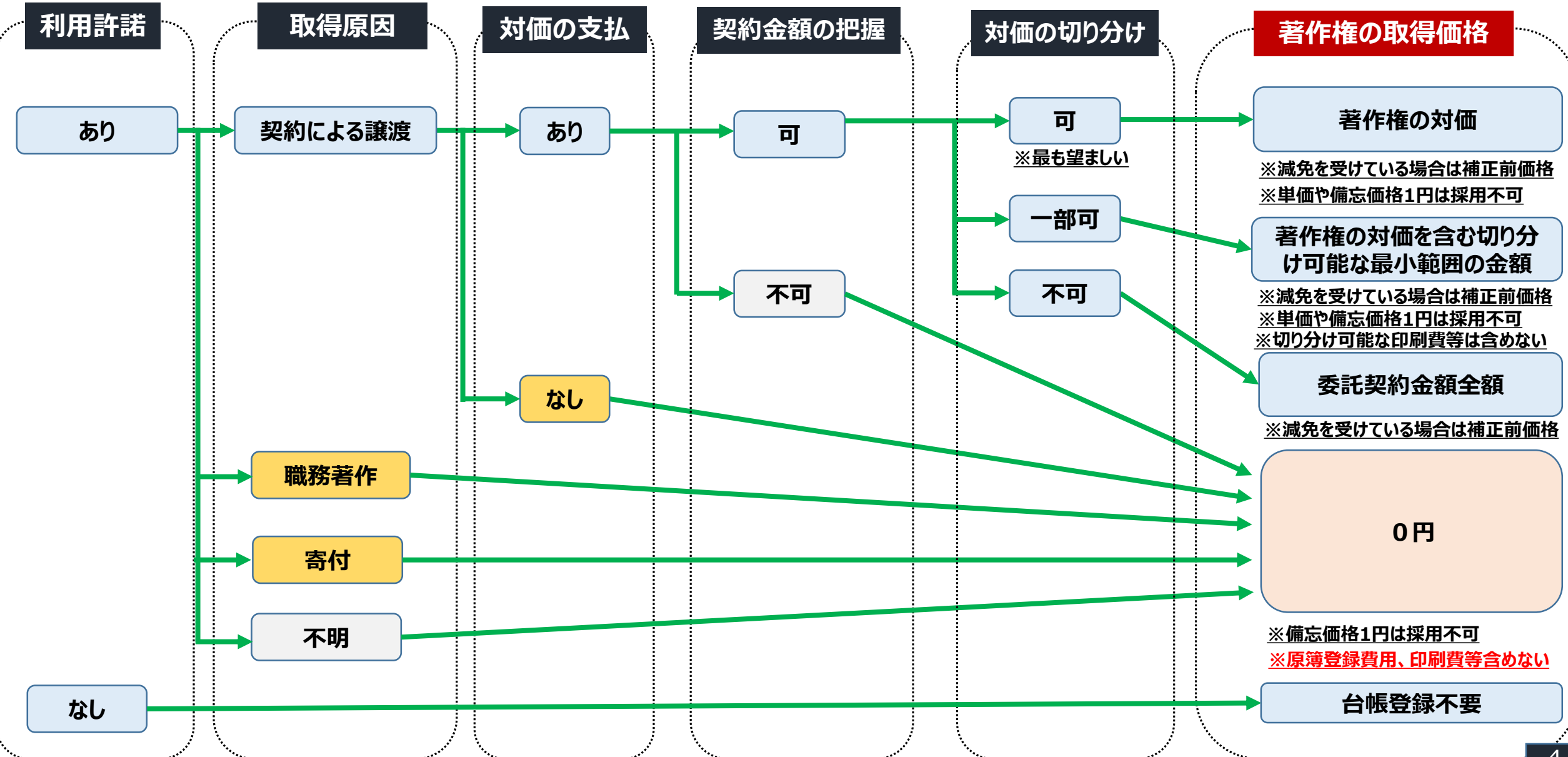
- ・ 都の規則においては、著作権について、著作権法上権利ありと認められるものであっても、第三者への譲渡又は利用許諾が見込まれないものは、規則に定める公有財産の範囲に含めないこととしている。
- ・ 一方、登録後に利用実態がなくなった場合の規定はなく、著作権法に定める著作権保護期間中は財産価値があるものとして長期間管理
- ・ このため、法改正などによる内容の不適合や事業の終了などにより、今後利用見込みがないことが明らかになった著作権が多く含まれており、管理が煩雑になるなどの問題が散見

改善案

- ・ 第三者への譲渡又は利用許諾が見込まれなくなった著作権は、著作権法上の権利消滅前であっても、実質的な財産価値がないものとし、規則に定める公有財産から除外



(参考) 著作権取得価格の考え方 (改善案)



(参考) 監査意見全文

【令和3年定例監査報告書】

＜本文＞

都の公有財産について所管している財務局は著作権の取得価格について、著作権の対価を含む切り分け可能な最小範囲の金額を登録するよう補足して指導しているものの、著作物の制作、印刷、配送、譲受等を含む契約の場合は、著作権の取得のために要した費用だけを識別することは実務上困難な場合があることから、実態としては、契約金額の総額が登録されている場合があるとしており、また、「作成費用（印刷製本費等）」の場合は、著作物の対価ではなく、作成費用の総額を登録することとしている。

このため、著作権の取得価格が委託契約に含まれる当該著作物の作成部数等によって大きく膨らむこととなり、**権利の対価以外の金額が、公有財産台帳及び財務諸表の著作権の価格に含まれてしまう**結果となっている。

そして、財務局は、著作権の保護期間である70年間は公有財産台帳から除却しないとしており、また、東京都会計基準においては、無形固定資産の減価償却は行わず、固定資産の減損会計も適用しない方針であることから、**著作権の取得価格は一旦登録されると減額される機会がなく**、新規計上分と合わせて当面は増加が続くこととなる。

しかしながら、財務諸表は、適正な計数を表示することが求められ、作成に際し注意を払う必要があることから、都の新たな公会計制度を主管する会計管理局は、著作権の取得価格の考え方や、資産計上する際の妥当性について、財務局と協議するなどにより、より一層適正な計数を表示していく必要がある。

管理部は、著作権の取得価格の考え方及び財務諸表の資産計上について検討していくことが望まれる。

(参考) 関係法令等

【地方自治法】

第二百三十八条（公有財産の範囲及び分類）

この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。

- 一 不動産
- 二 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機
- 三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物
- 四 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
- 五 特許権、**著作権**、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
- 六 株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利
- 七 出資による権利
- 八 財産の信託の受益権

【文化庁HP】

(1) 著作権登録制度とは

著作権は著作物を創作した時点で自動的に発生し、その取得のためになんら手続を必要としません。ここが、登録することによって権利の発生する特許権や実用新案権などの工業所有権と異なる点です。**著作権法上の登録制度は、権利取得のためのものではありません。**

(参考) 関係法令等

【東京都公有財産等処理要綱】

第二 (定義)

この要綱において、用語の定義は、以下のとおりとする。

(17) 著作権 地方自治法第238条第1項第5号に定める特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利のうち著作権をいう。

なお、依命通達第一の1の(2)において、著作権法（昭和45年法律第48号）上権利ありと認められるものであっても、実質的に財産価値がなく、かつ、当該権利について第三者に譲渡し、又は第三者に使用させることが予想できないものは、規則に定める取扱いを要しないものとしていることから、これに該当する著作権はこの要綱の著作権に含まないものとする。

【公有財産関係の条例及び規則の施行について（依命通達）】

第一 総則に関する事項

第一条 規則の内容及び性格

(二) この規則の対象である公有財産の範囲については、法第二百三十八条第一項に規定されているところであるが、同項第二号の船舶については、総トン数二十トン以上のものを公有財産として取り扱い、同項第五号の著作権については、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）上権利ありと認められるものであつても実質的に財産価値がなく、かつ、当該権利について第三者に譲渡し、又は第三者をして使用させることが予想できないものは、規則に定める取扱いを要しないものとする。